

農業教育の発展

大正期の農業教育

大正6(1917)年、内閣に設置された臨時教育会議の答申により、農業教育に関しては知識技能の習得とともに、徳性の涵養が強調され、有為な農業経営者、農村振興の中堅人物の養成が教育方針として打ち出された。さらに、文部省は大正9年の実業学校令の改正にとともに、翌年には農業学校規程を改正し、農業教育の内容や方法を刷新した。まず、入学資格と修業年限の異なる甲種・乙種の区分を制度上廃止、入学資格は一律に尋常小学校卒業程度とし、学歴によってその修業年限を定めた。学科目も改正し、普通科目を多くした。これは、農業に従事する中堅人物の養成を行いながらも、正規の中学校に近い教育内容とすることで、その代替としての効果を期待したためでもあった。また、同時に女子の農業教育に関する規程も設け、女子実業教育の振興にも留意した。



農校生の発火演習(大正10年)

昭和初期の農業教育

第一次世界大戦の好景気により不自然な膨張をきたした産業界は、戦後しだいに不振に陥っていった。生糸の暴落による養蚕業の不振、農産物の価格下落など、農村事情も悪化していった。

こうした社会情勢の中、政府は農村経済の更生と再建を目的とする「農山漁村経済更生計画」を打ち立て、農民精神の鍛錬のための農民道場や農士学校を各地に設立するなどし、農業経営技術の体得と農民の自力更生を図った。

一方、文部省は、昭和4(1929)年、「農業学校規程」を再び改正し、農村の生活困窮という状況を受けて教育費負担軽減のため、修業年限2年の農業学校も認めた。また、道德教育の徹底を図ることを明確にするとともに、剣道や柔道といった武道を体操中に含め必須科目とした。戦争物資や労働力が不足する中、農業学校は特に「農業報国」の精神が強調され、食糧増産の一翼を担う国民の錬成に重点が置かれるようになった。そのため学科の拡充が行われ、労働力を補給するため女子農業学校の拡充も奨励された。



修身の教科書

(山口県文書館所蔵)